

## 土浦市飲用井戸等の設置者が適切に措置を講ずるための指針

土浦市安全な飲料水の確保に関する条例(平成25年土浦市条例第43号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき、飲用井戸等の設置者(以下「設置者」という。)が適切に措置を講ずるため、飲用井戸等の安全確保に関し次のとおり指針を定めるものとする。

第1 この指針において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2 この指針の対象となる飲用井戸等は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人の住宅で使用するもの又は地域において50人未満の者が共同で使用するもの
- (2) 土浦市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成26年土浦市規則第1号)第3条各号に掲げる建築物等で常時50人未満の者が使用するもの

第3 設置者は、飲用井戸等の給水を開始しようとするときは、条例第23条第1項の規定により水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)で定める検査を行うよう努めるものとする。

第4 設置者は、飲用井戸等の水質に関して、次の項目について常時確認を行うよう努めるものとする。

- (1) 味
- (2) 臭気
- (3) 色度
- (4) 濁度

2 設置者は、飲用井戸等の水質に関して、条例第23条第2項の規定により次の項目について1年に1回以上検査を行うよう努めるものとする。

- (1) 味
- (2) 臭気
- (3) 色度
- (4) 濁度
- (5) 一般細菌
- (6) 大腸菌
- (7) 亜硝酸態窒素
- (8) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

- (9) 鉄及びその化合物
- (10) 塩化物イオン
- (11) カルシウム, マグネシウム等 (硬度)
- (12) 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)
- (13) pH値

3 設置者は, 前項の規定により水質検査を行ったときは, その状況を記録し, これを3年間保存するものとする。

第5 設置者は, 地域の特性又は周辺の地下水の状況等から判断して, トリクロロエチレン等の有機溶剤又は有害物質について調査が必要と認めるときは, 当該項目について水質検査を行うよう努めるものとする。

第6 設置者は, 第4又は第5の規定により水質検査を行った場合で, その供給する水が人の飲用に適さないおそれがあることを知ったときは, 条例第23条第3項の規定により遅滞なくその旨を市長に報告し, 指導を受けるよう努めるとともに, 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7 設置者は, 第4の2の規定により水質検査を行った場合で, 一般細菌又は大腸菌が基準に適合しないことが判明したときは, 条例第24条の規定により塩素による消毒を講ずるよう努めるものとする。

2 設置者は, 飲用井戸等に関して, 条例第24条の規定により次に掲げる事項について把握するよう努めるものとする。

- (1) 設置場所, 設置年月日, 深さ等
- (2) 種別 (掘り井戸又は打込み井戸)
- (3) 蓋, ポンプ, 水槽及び配管等の構造
- (4) ポンプ, 水槽及び配管の異常の有無
- (5) 工事店及び修理業者の有無

3 設置者は, 飲用井戸等に消毒設備を設置しているときは, 条例第24条の規定により当該消毒設備, 機器等の作動状況について定期的に点検を行うよう努めるものとする。

4 設置者は, 飲用井戸等に関して, 条例第24条の規定により当該飲用井戸等の周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずるとともに, 周囲を常に清潔に保ち, 汚染防止策を講ずるよう努めるものとする。

第8 設置者は, 飲用井戸等に関して, 条例第25条の規定により次の各号に掲げる場合に応じ, 当該各号に定めるとおり給水の停止その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合 市長

に報告し，指導を受けるとともに，使用者に汚染の状況を周知し，及び使用を停止する措置

(2) 使用を停止する措置をとった場合 代替水を確保する措置

(3) 使用を再開しようとする場合 復旧に必要な措置を講じた後，水質検査を行うなど水の安全を確認してから使用を再開する措置

(4) 必要な措置を講じても水の安全が確認できない場合 早急に水道に転換する措置

第9 設置者は，飲用井戸等に関して，常時安全確保に係る情報の収集に努めるとともに，不明な点があるときは，市に相談するよう努めるものとする。

付 則

この指針は，平成26年4月1日から施行する。